

令和 3 年

七ヶ浜町議会会議録

5月会議 5月10日 開 会
 5月10日 閉 会

七ヶ浜町議会

令和3年5月10日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会5月会議会議録

（第1日目）

令和3年七ヶ浜町議会定例会5月会議会議録第1号

令和3年5月10日（月曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
財政課長	安達正彦君
税務課長	渡邊真孝君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小野勝洋君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君
健康福祉課長	渡辺文昭君

長 寿 社 会 課 長	遠 藤 裕 一 君
防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
会 計 管 理 者	内 海 栄 広 君
教 育 長	武 田 光 彦 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 浩 明 君
生 涯 学 習 課 長	小 野 賢 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	飯 野 直 樹 君
同 書 記	船 木 潮 君

議事日程 第1号

令和3年5月10日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第 4 議案第37号 復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第38号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第39号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第40号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 報告第 1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 9 報告第 2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」

日程第 10 議員提出議案第 4 号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書の提出

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第 4 議案第 37 号 復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 38 号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 39 号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 40 号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 報告第 1 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第 9 報告第 2 号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 10 議員提出議案第 4 号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書の提出

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日5月10日は休会の日ですが、議事の都合により令和3年七ヶ浜町議会定例会を再開し、5月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番木村 稔議員、5番熊谷明美議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年七ヶ浜町議会定例会5月会議の日程は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、5月会議の日程は、本日1日間と決しました。

諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、議長より諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、3月25日、令和3年第1回塩釜地区消防事務組合議会定例会が開催され、組合議員であります仁田秀和議員、佐藤壮一議員が出席をしております。

次に、3月26日、令和3年第1回宮城東部衛生処理組合議会定例会が開催され、組合議員であります安倍敏彦議員、遠藤久和議員が出席をしております。

次に、4月23日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が開催され、私が出席をし、令和3年度の諸会議と行事予定等についての審議をしております。

次に、3月26日、4月27日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

なお、本日の会議に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和3年七ヶ浜町議会定例会5月会議に提案いたしました議案等について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、承認が1件、議案につきましては議案第37号から議案第40号までの4議案、そして報告が2件であります。詳細につきましては後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

初めに、専決処分の承認を求めることについてであります。承認第1号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）であります。補正の額は3,733万9,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ65億3,733万9,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、令和3年4月5日より国のまん延防止等重点措置が宮城県に適用されたことに伴い、同日において宮城県は、飲食店等に時短営業要請を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係る補正予算を専決処分により編成され、それに伴う事務を市町村が行うことになったため、地方自治法第179条により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分とさせていただいたものであります。

次に、議案第37号復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災復興特別区域法の一部改正及び東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、特定復興産業集積区域において取得した施設等の課税免除の適用期限を延長するものであります。

次に、議案第38号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民

健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該災害被害者の負担軽減を図るものであります。

次に、議案第39号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該被保険者等の負担軽減を図るものであります。

次に、議案第40号は、令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）であります。補正の額は1億9,863万9,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ67億3,597万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、2月13日発生した福島県沖地震及び3月20日発生した宮城県沖地震災害復旧事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業等であります。

主な財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、現年発生単独災害復旧事業債等を充当しております。

次に、報告第1号七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例、報告第2号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例の2件につきましては、地方税法等の一部を改正とする法律が3月31日に公布され、4月1日付で施行されたことから、3月31日に必要な条文等の改正を行ったことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

以上、提案いたしました議案等について説明申し上げましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）」

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて「令和3年度七ヶ

浜町一般会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

今回の補正につきましては、令和3年4月5日より国のまん延防止等重点措置が発令され宮城県仙台市に適用されましたが、県知事からは、仙台市を除く県内全域においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく飲食店等の時短営業を要請することとしたと説明があり、同日に宮城県において時短要請に伴う協力金の補正予算を専決処分により措置し、県内市町村がその申請事務等を行うこととなりました。七ヶ浜町では、同日より保健所に登録されている飲食店の状況確認及び申請案内等を行う必要があったことから、地方自治法第179条による専決処分により令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）を編成し、事業に当たることとしたものであります。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。

議案書3ページをお開きください。

補正の額につきましては3,733万9,000円の追加で、歳入歳出の総額をそれぞれ65億3,733万9,000円としたものです。

今回の補正は、県知事から新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく時短要請が出された飲食店へ協力金の交付で、財源は、県補助金と一部事務費については一般財源とし、繰越金を予定しております。

歳入から説明いたします。

議案書8ページをお開きください。

16款県支出金2項9目商工費県補助金3,720万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業補助金で、町で支払うこととなる協力金の財源であります。

20款1項1目繰越金13万9,000円につきましては、事務費分の財源とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

9ページになります。

7款商工費1項3目新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費3,733万9,000円は、18節負担金補助及び交付金が、時短要請に応じた飲食店1店舗当たり1日4万円、31日分として124万円で30店舗と見込み、3,720万円としたものであります。そのほか、事務費につきましては13万9,000円を追加補正したものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。

9 ページ、歳出の項であります。省略して、節区分18負担金補助及び交付金、補助金3,720万円ですね、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金。別紙の説明等では、先ほども説明もありましたが、30事業者を見込んでという説明がありました。そして、報告の中で、この時短営業に応じた店舗ということですので、この見込みの30店舗、事業者における応じた店舗というのは具体的に何件になったのか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 4月5日以降、現地調査等々を行っておりますが、現在産業課のほうで把握している事業者数、時短要請というか、そもそも9時以降まで営業していた店舗が対象になるということなので、確実につかんでいる数字としては現在12店舗となります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 1点お伺いいたします。

項目は、前議員と同じ18節区分のところでございます。先ほど説明の中で申請案内ということでされていると思えますけれども、該当するその今12店舗ということでございますけれども、実際に全般といいますか、5日まで、6日までですか、5日までですか。6日までのやつを31日の分は今回支給するというので、それから、あと残りの10日間、2万円というのもあるんですけれども。これ、まず一つは、該当するかどうかというのがその店舗さんで、うちはかかるのかかからないのかというようなお声もありますし、その条件というのはきちんとその申請案内をするときにお話はされていたのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 熊谷議員さんおっしゃるとおり、この制度そのものが非常にちょっと曖昧なところもございまして、基本的には、例えば5月5日分までの要請であれば、4月4日以前から開業しているということなんですけど、例えばなんですけれども、通年営業していましたよと、ただし、その時々で9時以降の宴会等が入ったりして、年に例えば数回とか営業した実績があるのであれば、そちらの店舗も該当になるというふうな県のほうの回答はございます。実際に各店舗のほうを回って、実際そういった店舗さんもありました。大分前からうちはコロナ対応で時短営業をやっていたんですけども、該当になるんですかというような御質問も受けました。それで、以前にそういった9時以降も営業している実績があるのであれば、何か示される証拠とかで申請していただければ該当になるというふうなところについては、個別に説明等々はいたしております。ただ、完全に、そば屋さんであったりラーメン屋さんであった

り、例えば午後3時で営業を終わっていますよというふうなところには御案内はしていませんが、グレーと言われるような店舗さんには各案内、訪問して個別説明等々は行っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうしますと、まず1回目の全般のほうです。申請なんですけれども、6日から多分始まっているかというふうに思うんですけれども、これがスムーズに申請の作業ができる内容なのかどうか。あとは、もしかしたらその該当する店舗さんが最終的に11日、延長になった11日の分、12日の午前5時まででした。その分までのやつが終わってから申請すべきなのかというふうなところも、詳しいところも把握されているのかどうか伺いたと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） まず、支給方法なんですけど、3パターンございまして、まず4月5日から5月までの分で計124万円、それから今回の延長分5月6日から5月11日まで6日間で12万円、別々に申請することも可能です。あわせて、124万円、それから12万円を一本で申請しますというような申請の仕方が3パターンございます。

1件の方のみ、もう5月6日と同時に申請されに来たんですが、まとめても申請できますよというのは御案内はしているんですが、いや、取りあえず5月5日までの時短の分だけで一旦請求しますからというようなこともあるので、もちろんホームページのほう等にはそういったことでまとめて申請できますよというようなことも要綱上で整備している旨はやっているんですが。相談された際には、日数的にはまとめて申請するとなればそれなりの日数はちょっと延びてしまうわけなんですけど、急がないのであれば、同じ書類を2回も作るよりも1回で申請されたほうがよろしいんじゃないですかというふうな御案内はしています。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。

○5番（熊谷明美君） はい。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第37号 復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第37号復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（渡邊真孝君） 議案第37号復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書10ページを御覧ください。

提案理由は、東日本大震災復興特別区域法の一部改正及び東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、令和3年3月31日に公布されたことに伴い、復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、議案参考資料に基づき説明させていただきます。議案参考資料1ページ、新旧対照表を御覧ください。

題名及び第1条から第2条中の復興産業集積区域を特定復興産業集積区域に改めるものについては、法改正に伴う文言の修正及び引用条項の追加になります。

また、同第2条中の平成33年3月31日を令和6年3月31日までに改めるものについては、対象施設の取得期限と、指定事業者または指定法人に指定された期間をそれぞれ3年延長するものでありますので、読み上げは割愛させていただきます。

議案書11ページを御覧ください。

この条例は、附則のとおり公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和3年4月1日から適用となります。

以上、説明のとおりよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。遠藤喜二議員。

○8番（遠藤喜二君） この復興特区に関してなんですけれども、七ヶ浜は農業特区はあっても産業特区がないと、なぜなのか。これは、町のほうで取決めして県のほうに上げ、県は国のほうに上げると思うんですけれども、なぜ産業特区がないのかお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 本件につきましては、この条例の一部改正とは相入れませんので、ただいまの質問は後ほど個人的に伺っていただきたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第38号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第38号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第38号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は12ページをお開きください。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由につきましては、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該災害被害者の負担軽減を図るものであります。その改正内容につきまして、主なものは減免期間の延長ということになります。

説明につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。議案参考資料3ページからとなります。

第1条におきまして令和2年度までと定められていたものを令和3年度までとし、第2条か

ら第3条では、令和3年3月31日と定められていたものを令和4年3月31日として延長するものとなります。なお、制度内容自体に変更はございません。

議案書に戻りまして、13ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、附則のとおり公布の日から施行し、令和3年4月1日より適用となります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第39号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被
保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に
関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、議案第39号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） では、議案第39号新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は14ページをお開きください。

こちら提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該保険者の負担軽減を図るものであります。その改正内容につきましては、主なものとして減免期間の延長となります。

別冊の議案参考資料に基づき御説明したいと思います。議案参考資料5ページ目からとなります。

第2条及び第3条で令和2年度分までと定められていたものを令和3年度分までとし、令和3年3月31日と定めていたものを令和4年3月31日として延長するものとなります。なお、制度自体に変更はございません。

議案書に戻りまして、15ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、附則のとおり公布の日から施行し、令和3年4月1日より適用となります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ。15ページ、中段下と別表第2（2）表中、2,000,000円を2,100,000円に改める。これ、先ほど制度上には変更がないというような説明でありましたので、この点のこの金額についての説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） こちらの金額につきましては、国のほうの省令によってこの金額、変更額が示されたものをそのまま町のほうの条例に流用というか、そのまま適用させていただいたということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 別紙資料の6ページです。要するに、前年度の合計金額の所得がこれまで200万円以下だったのが210万円以下であるということと、改めて、この中でのこう対象となるのがどういうふうに変化したのか説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 200万円から210万円になった理由ですか。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） この今回の条例案につきましては、国のほうからこういうふうな改正の内容で実施してほしいということをそのまま使ったということで、200万円であったのが今回の条例の改正に当たっては210万円に変わったといったこととございます。町のほうで独自に210万円にしたとか、そういうことではなくて、国の省令に基づいてそのまま改正したといったこととございます。

○議長（岡崎正憲君） 補足してもらいます。税務課長。

○税務課長（渡邊真孝君） ただいまの質問の件で200万円から210万円、10万円上がった理由としましては、地方税法のほうの改正により所得の控除額のほうが変更になっておりまして、所

得の表れ方が前と同じ収入であっても10万円ほど余計に所得額として発生するような形になっております。ですので、それを前と同じ基準に合わせるための一応改正というような形になっているものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、いいですか。

○12番（歌川 渡君） 了解。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第7、議案第40号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第40号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書16ページをお開きください。

第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,863万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億3,597万8,000円に定めようとするものであります。

第2条では地方債の補正2件で、災害復旧費のための町債であります。

議案書19ページを御覧ください。

第2表につきましては、地方債の補正であります。追加するのは、現年発生単独災害復旧債として、個別の事業をまとめて1件として限度額3,540万円に、過年度発生補助災害復旧債としましては限度額1,120万円の2件であります。これら追加する地方債は、2月と3月にあった地震による災害復旧費の財源とするものであります。

次に、今回補正する主なものとしましては、2月、3月の地震による災害復旧費、コロナウ

イルスワクチン接種事業費の追加、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費などであります。

次に、歳入について主要な部分を説明いたします。

22ページをお開きください。

11款1項1目地方交付税1,713万3,000円につきましては、2月に地方財政計画が示され、若干の余裕が見込めることから普通交付税に追加し、必要な一般財源としたものであります。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金5,100万2,000円は、国の令和2年度3次補正分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、現時点で必要な事業の財源として計上するもので、町単独事業分5,000万円、補助事業の地方負担分としましては54万5,000円、国際村の文化施設感染拡大予防活動支援環境整備事業補助金として45万7,000円であります。

3目衛生費国庫補助金7,122万8,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を追加するもので、今回歳出で補正しているワクチン接種事業費の財源であります。5目教育費国庫補助金22万6,000円につきましては文化施設感染拡大予防活動支援環境整備補助金で、歴史資料館の感染予防対策費の財源となるものであります。

23ページになります。

6目災害復旧費国庫補助金1,245万円は、2月13日の福島県沖地震による菖蒲田浜及び松ヶ浜の災害公営住宅の災害復旧に係る補助金で、2分の1の補助率となっております。

22款1項5目災害復旧費4,660万円につきましては、現年発生単独災害復旧債3,540万円と、菖蒲田浜、松ヶ浜の災害公営住宅災害復旧費の財源とする過年発生補助災害復旧債1,120万円であります。

24ページになります。

歳出について主要な部分を説明いたします。

2款6項4目七ヶ浜国際村運営費91万4,000円につきましては、国の2分の1の補助の文化施設感染拡大予防活動支援環境整備事業補助金を受けて、感染予防対策の消耗品、備品を購入するものであります。12目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費10節需用費1,090万2,000円につきましては、各種事業等に係る感染予防対策用消耗品などであります。12節委託料2,747万3,000円につきましては、昨年度の交付金事業で行った妊婦生活応援事業、高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者配食サービスなど、若干の内容見直しもありますが、今回も継続して行いたいと考えております。17節備品購入費833万8,000円につきましては、児童生徒の昇降口での検温のためにA I 体温検知器各校3台、そのほかに、母子センター、子育て

て支援センター、庁舎西側入り口で合計18台。空気清浄機を母子センター、子育て支援センター、まっぼっくり広場、会議室等の貸出用など合計8台などを計上しております。18節負担金補助及び交付金808万4,000円につきましては、ワクチン接種会場への町民バス利用助成事業負担金108万4,000円、赤ちゃん特別定額給付金500万円、妊婦特別定額給付金100万円を措置し、また、10月に予定しているスポーツフェスタの実行委員会に対する補助金100万円につきましては、コロナ禍が落ち着いた後の町民の活動回復への支援として、住民の皆さんのストレス解消のための事業を検討してもらうこととしております。

3款2項児童福祉費6目子育て支援推進事業費50万円につきましては、母子センター、子育て支援センターなどの感染予防対策消耗品代であります。

4款1項保健衛生費2目予防費の23万1,000円の減額と、次のページ、3目母子衛生費68万円の減額につきましては、当初予算で計上した事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費で行うこととしたための減額であります。9目新型コロナウイルス感染症対策事業費7,122万8,000円につきましては、ワクチン接種に係る費用について計上しております。会計年度任用職員の報酬162万1,000円、手当、それから職員の土日対応、平日時間外業務が通常業務と並行して行われるため、時間外手当など2,241万5,000円、武道館にレンタルするクーラー用の発電機の燃料費180万3,000円、フリーダイヤルの電話料243万2,000円、電算処理委託料、コールセンター業務委託料など3,938万8,000円、武道館のクーラーレンタル料297万円などであります。

28ページを御覧ください。

6款3項3目漁港管理費49万5,000円につきましては、菖蒲田漁港内に支障物があり、3月補正で調査費を計上し調査した結果、早急に撤去する必要があることから、支障物撤去委託料を追加するものであります。

10款教育費1項8目新型コロナウイルス対策教育体制緊急整備及び環境整備事業費432万円は感染症対策衛生維持業務委託料で、学校校舎内の消毒作業等を委託するものであります。2項小学校費と3項中学校費の合計330万円は、小中学校のネットワーク機器設定変更業務委託料であります。昨年度行ったGIGAスクール構想に伴うタブレット端末購入に伴うものですが、1校当たり最大255のIPアドレスが既存のネットワーク上で設定され時間割等で使用しているところですが、今後の展開として全校生徒が一斉に使用する時期が出てくる場合もあると考えておくことがよいであろうということ。また、今回4月16日に国の補助申請通知があり、公立学校情報機器整備費補助金申請を行い、ネットワーク機器設定の拡張を行うこととしたも

のであります。

29ページをお開きください。

4項社会教育費5目歴史資料館運営費45万2,000円につきましては、歴史資料館の感染予防対策用消耗品及び備品購入費であります。5項保健体育費1目保健体育総務費30万円の減額は、当初予算で予定したものではありませんが、2款6項12目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の18節負担金補助及び交付金で説明しました、スポーツイベント実行委員会補助金として交付することとしたことによる減額であります。

11款災害復旧費については、2月、3月の地震によって被害を受けた公共施設の災害復旧費であります。1項1目公共土木施設災害復旧費3,170万円につきましては、財政課分で既に対処している分などの追加で200万円、産業課分は、漁港のコンクリート剝離、岸壁隙間部補修などで85万円、建設課分につきましては、町道の亀裂、隆起、それから町営住宅の外壁クラックなど修繕等で2,885万円であります。

30ページになります。

2項1目民生施設災害復旧費100万円につきましては、遠山保育所のトイレ床などのクラック修繕であります。3項1目農業施設災害復旧費98万9,000円につきましては、共同乾燥調製施設の仕切りボード破損修理であります。4項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費296万8,000円につきましては、マイクロバス修繕料8万5,000円、国際村外壁等被害調査業務委託90万円、工事請負費が役場庁舎の天井、外壁、エキスパンション等の復旧工事35万円、パトロールセンター駐車場のクラック復旧工事17万5,000円、国際村エントランスガラスブロック目地剝離復旧工事と国際村セミナー室クラック復旧工事で145万8,000円であります。

31ページになります。

5項1目公立学校施設災害復旧費1,332万6,000円につきましては、七ヶ浜中学校及び向洋中学校の被災調査復旧工事設計業務委託料であります。2目社会教育施設災害復旧費328万円につきましては、生涯学習センター内壁落下、それからクラック等の復旧工事230万円と、歴史資料館の外構復旧工事、外壁、窓枠等の復旧工事など98万円であります。3目社会体育施設災害復旧費1,015万円につきましては、アクアリーナのガラス復旧工事などで990万円、サッカースタジアムのスロープコンクリート復旧工事25万円であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 大項目で3点ほど質問させていただきます。

まず、歳出のほうです。27ページ、4款衛生費1項保健衛生費、目9新型コロナウイルス感染症対策事業費の節区分1報酬の162万1,000円について、会計年度任用職員報酬について4つほど質問させていただきます。まず、職員の雇用される人数について、1点目。2点目は、この増員の理由を詳細に説明してもらいたい。あと3点目、公募によるものなのかどうか説明を求めたい。あと、配置先はどこなのかあと1点の質問です。1問の質問です。

2問目、28ページ、6款農業水産業費3項水産業費、目3漁港管理費、節区分12委託料49万5,000円、菖蒲田浜漁港内支障物撤去事業委託料49万5,000円について伺いたいと思います。説明では、3月の補正で調査して、早急に撤去が必要だということであります。具体的にどういうものなのか改めて、どういう状況になって、どういうことで支障を来しているのか。その点について説明を求めたいと思います。

3点目については、30ページ、11款災害復旧費、項4その他公共施設・公用施設災害復旧費1目その他公共施設・公用施設災害復旧費の中の節区分10需用費8万5,000円、修繕費、財政課マイクロバス修繕料。具体的に事業内容について説明がなかったので、災害時と関わってどのような被災状況でなくて、どのような修繕が必要だったのか説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず1問目ではありますが、人数ですが、1名でございます。職種が保健師の資格のある方ということで、公募というのはやりませんでした。というのが、今まで会計年度任用職員の前に再任用で勤めていた方をピンポイントで、ベテランの方ということで予定しております。それで、配置については、健康福祉課で配置しまして、接種会場の経過観察のほうを主に担当していただくように予定しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 2問目の菖蒲田漁港内の支障物撤去業務委託の内容ということですが、まず、経緯といたしましては、漁民の方から停留している漁船のアンカーロープが切れるという相談があって、今年の3月に補正を通らせていただいて、潜水調査したところなんです。どうやら東日本大震災での津波で動かされたと思われる波消しブロックですか、そちらが4基海底で発見されております。これが結果的に波が動くと同時にアンカーロープがいわゆるテトラポットのほうにこすって、切れる原因が判明したということです。よって、今回、この波消しブロックをもともと設置されていた防波堤の出崎のほうにそのまま海底移動させるというふうな事業となっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） マイクロバスの修繕料8万5,000円でございますが、こちらにつきましては、2月の地震の際に、マイクロバスは裏の車庫に入れているんですけども、その脇に中型バスのタイヤが置いてあります。地震でその大きいタイヤがマイクロバスのほうに当たって、修繕が必要になったということでございます。保険のほうもちょっと対応できないということで、修繕という形になりました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 了解。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。

○12番（歌川 渡君） はい。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。安倍議員。何問ですか。

○7番（安倍敏彦君） 3問です。

○議長（岡崎正憲君） どうぞ。

○7番（安倍敏彦君） 31ページ、11款災害復旧費5・3・14節工事請負費1,015万円に関連して3点。

2月、3月の地震によるアクアリーナの体育館、3か月ほどたちましたが、今、体育館のほうは利用はできないという状況でございます。そこで、先ほど財政課長よりアクアリーナがガラス代990万円の修理というふうな説明はありましたが、今アクアリーナの体育館の現状は、北側または西側のガラスが残っていると。半分残っているんですね、全部じゃなくて。それで、修理前に、この990万円の修理前にね、もし同じ同等の地震が来たときには、今設置している何か網でブロックしているんですかね、網でブロックしている。その網でその落下を防げるかどうかちょっと疑問に思いますと。また、北側には何か足場、大分前から足場を組んでいるんですが、何か変化がない。そうすると、利用者から見ると、私も利用者ですが、いつから工事が始まって、いつ頃終わるのか。そしてまた、昨日、私もスタッフにちょっと聞いてみたんですけども、どうも工程が分からない。そういった意味で、その今分かる範囲内の全体の工程を伺います。

2つ目、会員の対応についてちょっとお伺いします。会員に対して今現状と今後の方向性をどのような方向で、やっぱり使っている側、私はバーデゾーンを使っているんですが、それは不自由なく使っていますけれども、またトレーニングルームも使っている。ただ、体育館のほうは使えていない。そうすると、トレーニングと体育館を使う方々がやはり不自由していると思うんですね。それで、先ほどとダブりますけれども、会員に対してのそういった周知方法を

伺うと同時に、会員に対して、やはり会費、やはり使えないわけですから、それに対しての返納とか。今回は全体的に1か月ほど延長になりましたけれども、何か今年中にかかるとか、そういうものがあるので、1か月の延長ではちょっと足りないんじゃないかというところの対応ですね。

3つ目、収入減による補填について伺います。指定管理者であるグラン・スポールですが、やはり体育館が利用できないということは、体育館を使う、1回私は110円ですけれども、普通は210円でしたか。そうすると、体育館だけを利用するランニングする人なんかいるんですが、そうするとやはり収入が減ると思うんですね。その辺の指定管理者に対しての補填をどのように考えているのか。その3つです。

○議長（岡崎正憲君） まず、アクアリーナの関係でございますが、まず1問目の工事の工程関係からお願いします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） まず、1点目のガラスの破損でございます。こちらは、まずランニングコースの下のほうですね、これについてはもう直してございます。そして、今回990万円というのは、上、最上階でございます。足場というのは、あそこ中段の外から上がるために、調査とかいろいろ、そういうために設置した足場でございます。今後も利用して、足場は利用して工事いたしますけれども、ここ1か月、2か月でガラスの破損は全て完了したいと考えてございます。やはり外を歩く人たちにも危ないということがございますので、その辺は早くガラスだけ直すということでございます。それから、

○議長（岡崎正憲君） 2問目に行きますか。じゃなくて、今の全体の工程。

○生涯学習課長（小野賢一君） 全体の工程、大規模なアリーナの今使えないほうは、根本的に躯体の構造的にもどうかということがございますので、ちょっと今調査させていただいております。また、委託料とかをまだ取っていないんですけれども、調査して、どのぐらいまで本当に検討しなきゃならないかというのを根本的に考えなきゃならないということで、ただいま調査中でございます。5月中にはある程度の方向性が出るんじゃないかなと考えているところで。方向性ですよ。

それから、会費の返納です。こちらにつきましては、今後のその躯体の状況などによっては、かなりの期間が要するとか、そういうのが出ましたらちょっと検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、もし答えられるならば、収入減の対応です。

○生涯学習課長（小野賢一君） 3問目も、今回答えましたけれども、そのどのぐらいの期間が

必要か、その辺を考えながら検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、いいですか。

○7番（安倍敏彦君） はい。じゃあ、1問目ですけれども、確かにガラス、すると6月、7月頃で終わるということですかね。そのガラスは分かりますけれども、この3か月間でたしか調査するということで全協で御回答をいただいたんですけれども、この3か月間かかってまだ方向性というのが分からない。ところで、いつまで直すつもりですか。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 躯体の構造ですので、しっかりとした調査が必要だと思うんですね。そして、それによっては、簡単に直るといえるか、そういうものと、本当にもう根本的に大改修しなきゃならないとか。どっちに転ぶかというのがまだちょっと分かっていないんです。それが5月の中旬くらいまでには出そうですので、もう少しお待ちくださいということですね。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、3問目。

○7番（安倍敏彦君） じゃあ、1問と2問目を併せて。ですから、課長はそういった大体状況は分かると思いますけれども、実際に運営しているグラン・スポールまたは会員さん、利用者、全く分からないわけです。ましてや、その指定管理者がいつまでと答えられないことがやはりおかしいのであって、やっぱり5月中にきちんといつまでどのような方向性が決まるというところをきちんと指定管理者、お客様、利用者に説明するところが必要だと思います。だって、やはり3か月がもうやって、何の方向性もなく、まだ足場はある。ガラスは壊れている。一体どうなるのという話ですよ。ですから、いつもランニングしている人は、何かこの辺、七ヶ浜を一周している方が結構多くなってきましたよ。ですから、そういう方がやっぱり、アクアリーナのやっぱり健康づくりのための施設なので、その会員がどんどん離れて、やはりアクアリーナの利用者がだんだん減っていくと思うんですね。ですから、それはやっぱり何らの形で周知をするべきだと思いますが、これからやる気持ちはありますか。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、意見を述べるんじゃなくて質疑に徹していただきまして、今のは周知をどうするかということでの質問と受けます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 見通しが立った段階で、そういう周知の方法を考えます。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、補足ありますので。

○副町長（平山良一君） 私のほうから回答を申し上げたいと思うんですが、今までは取りあえずというふうなことでの修繕、修理、そういったもので利用者の方、それからグラン・スポールのほうにも話してあるかと思うんですけれども、そういうことではなくて、根本的なものだ

というふうなことをもう少し形を変えた周知が必要なんじゃないかなというふうに思いますので、その辺、5月になったらその方向性みたいなものは出てくると思うんですね。その段階で、グラン・スポールと、それから利用者のほうに具体的に、休館とするかどうか、一部休館とするかどうか、そういったものも含めてお知らせをしてまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、3問目。

○7番（安倍敏彦君） 確かにそうです。そうなんですけれども、利用者はね、

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、今の質問は、もう3回終わっていますので、1問目に対する答えは。質問が終わっていますので、2問目ないし3問目のほうに移ってください。

○7番（安倍敏彦君） 2問目、3問目で結構です。

ですから、確かに5月中、終わってからと。ただ、会員さんにはそれはそれでいいとは思いますが、やはり指定管理者のグラン・スポールにだけはその会員にきちんと答えられるようなものを早急に、お伝えする考えはないか。

○議長（岡崎正憲君） 2問目の3回目として。副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） 確かに議員さんおっしゃるとおりでございますので、グラン・スポールのほうにですね、指定管理者のほうに、今どういうふうになっているか、そういったものも含めて基本的なことを情報を共有したいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 2点でございます。

1点目につきましては、議案書25ページの2款6項12目負担金のところの新型コロナウイルスワクチン接種町民バス利用助成事業負担金補助金について伺いたいと思います。事前の説明では、1時間当たり20人程度の利用者を見込まれるということでございました。そこで、時間帯によっては、特に朝の通勤ラッシュ時間、そういったところとかぶると、ふだん利用されている方、そういった方がやはり満員状態になって利用できないんじゃないかと不安になる場面が出てくると思います。そういったところのすみ分け、それについてどういったことを考えていらっしゃるのか。また、それに伴って臨時便、そういったところ、あと送迎バスですね、そういったところは考えなかったのか伺いたいと思います。

2点目につきましては、議案書28ページ、先ほど前者からも質問がありました6款3項3目

の12節の菖蒲田漁港内支障物撤去業務委託料、これにつきまして質問します。先ほど課長の回答からは、震災の影響により消波ブロックですか、そちらが流れ込んでいた、あったというふうな説明がございましたが、そうしますと、震災復旧のほうにかかってくるのではないかなというふうに思いますので、しっかり調査をされて、やはり完了されているわけですから、そういったところが後から出てきた場合にもちゃんと国のほうにこういったものが出たということはお伝えしたのかどうか。あと、そういったところの対応について伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1 問目、政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 1 問目のワクチン接種の際に町民バスを利用する方の満車の体制でございしますが、その際には、町民バス運行を委託しているジャパン交通がバス停で満車で乗れなかったという状況が無線で本社の方に、ジャパン交通のほうに連絡します。ジャパン交通から接種会場の携帯電話のほうに連絡が入ることになっています。その携帯の連絡を受けて、接種会場のスタッフ、あるいはそれでスタッフがいろいろ業務が塞がっている場合は政策課対応になりますけれども、ワゴン車で迎えに行くというふうに体制を考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2 問目の国への港湾の関係、国の関係。産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 消波ブロックの件なんです、仁田議員さんおっしゃるようなことを検討と、それから協議もいたしました。ただ、その消波ブロックが結局、産業課として、もしかするとその震災による津波で流されたものじゃないかというふうなことは思っているんですが、それが特定できるものではないということで、今回については災害復旧じゃなくて、6 款の漁港管理費のほうからというふうな考えに至っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1 問目。

○3 番（仁田秀和君） 1 点目について再質問させていただきます。ワゴン車で対応されると、そちらはワクチン接種で乗れなかった、乗車できなかった方に対してですよね。そうじゃなくて、ワクチン接種で、花渚発とかあるわけですから、そういったところからワクチン接種の方がどおと乗って、その途中区間ですね、生涯学習センターまでの。その途中区間で通勤通学時に利用される方、そういった方が乗れない場合、そういったところの対応について再度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） そもそもワクチン接種する時間帯を考えると、そういった方々と重複しないのかなというふうには一応考えております。それを除いたワクチン接種の時間帯に合わせていらっしゃる方に関しては、日中便になりますけれども、大体多いときで日に10人以下

という乗車状況を考えると、なかなかその満車というのも考えづらいのかなと今想定しております。いずれそういったことが、不測の事態があったら対応を考えたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 十分に対応されるということで、理解しました。

それでは、2点目について伺いたいと思います。震災のものとは特定できないというふうな回答でございましたけれども、しっかり調査をされたということですね。こちらは完了、震災復旧復興に関しては完了していると思いますけれども、そちらはもう完了、調査。そういったやっぱり潜水調査も含めてあったとは思うんですけども、そのときには見受けられなかったということで理解してよろしいものなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 菖蒲田漁港の瓦礫のしゅんせつの際には、台船を入れて、レーダー走査はできなかったんですけども、クラムシェルみたいなやつで底をです、支障物があるかどうかの。何か物があればごつんと当たるんですけども、そういった調査はしているような状況でありまして、そのときは確認できなかったというようなことであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。

○3番（仁田秀和君） 分かりました。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 2点です。1点目は、前者と同様の6款3項3目、節区分12委託料の49万5,000円、菖蒲田漁港内の支障物撤去業務委託料でございます。こちらなんです、キャッシュのこのイン、アウト、キャッシュフローまでのその流れ。あくまでもこれ水の中ですよ、海の中ということで、もっとはっきり言えば、どこまでが本町の責任になるのか。海、広いわけですから、特に歳入の部分でどうなのかとかというその内容、これの説明を求めたいと思います。

あと2つ目、2問目なんです、こちらは歳出の25ページです。2款6項の12目、こちらの12委託料、長寿社会課、こちらの高齢者配食サービス事業委託料、こちらが1,650万円。こちらなんです、高齢者の方からはよく全員に配るべきだという声があるんですが、今日はこういうことを言うわけではなくて、支援内容。こちらに関してなんです、支援内容に対しての前回資料等々、創生臨時交付金の活用施策についてと資料をいただきましたけれども、こちらの支援内容について、こちら、何か変更等々あるのかどうか回答を求めたいと思います。この2点です。

○議長（岡崎正憲君） 1 件目、産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 1 点目の漁港の障害物関係でございますが、作業の流れといたしましては、先ほど申したように、補正が通った後に、海上につり上げることなく、つり下げたまままで防波堤の先まで持っていくというふうな委託になるかと思うんですけれども。

なぜ町のほうでやらなくちゃいけないんだということになれば、管理については、漁港なので、あくまでも町側の施設であるというようなことで、漁民のほうに支障を来すわけにはいかないということで、支障物が確認された段階で早急にやるべきだということで、今回の5月定例会のほうに上程させていただいた経緯がございます。

あと、収入の面については、アンカーロープの邪魔になっては、漁民の方々の労務とかに影響するんであれば早急にやったほうがいいんだろうなということで、以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2 問目、長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 高齢者配食サービス事業の概要について説明いたします。

基本的には令和2年度に実施した内容とほぼ一緒でございますが、おさらいということで、75歳以上のみの高齢者の方々を対象に、大体1,000人規模でございますが、今年度も後半、10月から3月の計6回、毎月1回ずつ配食をして、配食の際に安否確認等もさせていただいて、やるといった内容でございます。加えまして、年末予定ですが、お土産という形で地場産品、あと昨年ですと、友好の町の朝日町のものなども入れながら、届けるということをしていただいています。

あと、1,000人に加えまして、途中からなんですけど、事実上、高齢者世帯と。例えば、住基上は若い世代もいるんですけども、単身で外に行っているとか、入院されていて高齢者の状況になっているという部分についても、今回も対象にさせていただきたいというように考えています。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 1 点目から再質問させていただきます。漁港内と、菖蒲田、松ヶ浜、町管理と漁港は認識しておりますけれども、あくまでもその海の中。これに関して、やはり県などに相談なされたのかどうか。それに対して回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 一応、復興交付金事業に当たるかどうかということで、県のほうには確認しております。ただ、最終的に調査を終わったのが3月ですので、その段階ではもう、ちょっと該当にならないということで、今回単費で対応するというところでございます。以上で

す。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） これはいいです。2問目です。

○議長（岡崎正憲君） はい、2問目。

○4番（木村 稔君） 2問目でございます。2問目が何でしたか。

○議長（岡崎正憲君） 配食サービスです。

○4番（木村 稔君） 配食サービスですね。こちら75歳以上の単身世帯及び75歳以上のみで構成される世帯員に対し、配食サービス6回、地場産品1回という配食サービス事業で、これ、前回資料をいただきましたけれども、ちょっと話によると、その支援内容、この75歳以上単身及び75歳のみでというので例外があるというような、こういった話があるんですが、そういった例外等々。その例外でも、長寿社会課、あくまでも町民に寄り添って行ったその例外だとは思いますが、そういった資料だけよこされると、私たちは、

○議長（岡崎正憲君） 簡潔をお願いします。

○4番（木村 稔君） 私たちはこの文書のみで理解してしまうんですが、その例外等々のものがありましたら回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 例外。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 途中から変えたという昨年度の説明の中で、具体的には、このサービスをやってから、いろいろその声をいただいた中で、自分ちにかう若い世代の方がいるんだけれども、住基上ですね、ほとんどいないんだと。単身でもうずっと東京にいるとか、あと入院していると。なので、実態はもう高齢者世帯と同じなんだと、何とか対象にしていだけないかというお声を前年度委託した社協さん、あとは民生委員の方からもそういう声をいただきまして、庁内で検討しまして、事実上高齢者のみ世帯というふうに言っているんですけども、そちらの方。前年ですと19人ほどいらっしゃったんですけども、今回も同様に対応をしたいというふうを考えて、そういう事実上高齢者というんですか、75歳以上の世帯も今回も該当するというふうな形でやっていきたいと思えます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。

○4番（木村 稔君） はい。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ありますか。

それでは、ちょっと時間が1時間以上過ぎていますので、ここで暫時休憩させていただきます。暫時休憩とします。

11時30分再開といたします。

午前 11時20分 休憩

午前 11時30分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

その他質疑ございませんか。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ページ数が27ページでございます。2問ございます。

27ページ、4款衛生費1項保健衛生費9目の新型コロナウイルス感染症事業に関してのワクチン接種のことでお伺いしたいと思います。

まず1つ目ですけれども、節区分の3の職員手当等の時間外勤務2,188万1,000円ということで予算がついておりますけれども、これは延べ人数、大体どのような形で見積もったのか伺いたいというふうに思います。

それから、2点目でございますが、これはワクチン接種全体的なところになってしまうかもしれないんですけれども、私も町民の方から、数名の方から問合せ等がございまして、1回目の接種と2回目の接種の間隔が予約を受け付けてはもらったものの、空いているのではないかなど。人によっては8月の中旬だったり、7月の末なんだよというようなお声もありますけれども。基本的には3週間くらいで2回目を打つというようなことをちょっと聞いているんですけれども、その辺、電算処理等、コールセンターとかで受け付けているかとは思いますが、その間隔の空き方があまりにも大きいのではないかなという声がありますけれども、その辺はどのように対処されているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず、職員の時間外手当なんですけれども、こちらに関しましては、まず健康福祉課職員の時間外及び接種会場従事者、こちらに関しては役場職員の大体7割から8割の方が順番で業務に当たります。それで、土日勤務もありますので、そちらのほうの全体を合わせましてこちらの時間外手当の2,188万円ほどを上程しているという形になります。役場全体ですので大体100人くらいになると思いますので、これ、動きありますので、恐らく結果であるとお知らせすることになると思います。

あと2点目、1回目と2回目の間隔ですが、こちら、ファイザーのワクチンについては、推奨としてファイザー社のほうで3週間、21日ですね、20日空けて21日目打つのを一応は推奨としております。遅れた場合にはなるべく早くということで、後ろの部分なるべく早くの基準は

一応まだ厚生労働省でも出しておりませんので、何か月も遅れて、1年とか2年遅れたらこれはとんでもないんですけれども、なるべく早く打てばということ。あと、WHOのほうでも大体3週間で6週間で大丈夫でないかということで、今そういう話も出てきておまして、うちのほうでは、予約とか、あと全体的に打ち終わるのを考慮しますと、予約の関係でちょっと間隔が3週間でない人も出たという形になっております。結果としては、こうなっております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、まず1問目ですけれども、職員の70%ぐらいの目安だということでございますけれども、この辺、やってみないと分からないというところもあるかもしれませんが、過剰労働と申しますか、そういうふうなものに引っかからないのかどうか。その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） すみません、現在でも過剰労働ぎみです。でも、こちらのほうはどうやってもやらなくちゃいけないですので、全庁的にやることによって、だんだんペースが見えてくれば、どんどんとそっちの過剰労働も緩和されるんじゃないかという期待はあります。あとは、そこら辺もございまして、健康管理は一番、打つチームのほうがぶっ倒れたんではどうしようもないので、そちらに十二分に、健康には留意して接種を進めていきたいと思っております。回答になっているかどうか分かりません。すみません。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうしますと、この件に、接種は恐らく、もしかしたらワクチンの都合もあるかもしれませんが、来年になるまで、越すかもしれないということも想定されるんですけれども、例えばこういうことに関しての職員の方のそういうふうな健康面とか過剰労働の心配がないように、例えば臨時の職員の方とかアルバイトの方とか、そういうふうな方を考え、雇うと申しますか、そういう方を採用するという考えはなかったのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 今でも人材派遣の方6名ほど雇っております。あとは、臨時職員、町で雇っている臨時職員、今では会計年度任用職員、そちらのほうは、忙しい繁忙期にはこちらのほうに回してもらいました。あとは、各課の応援をいただいておりますということで、一応は全庁的な感じで、できる分はできる、足りない分は雇っていくと。今後も足りなくなる場合には、ちょっと人事担当課と相談していきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員、2問目。

○5番（熊谷明美君） 次に、2問目に行きたいというふうに思います。今6週間ぐらいまでは大丈夫だろうという回答でございましたけれども、やはり皆さん、町民の方々はいろんなところから情報を得て、大体21日目ぐらいには2回目を打つんじゃないかなということ想定されての予約をされていると思うんですけれども、やはりそういうときに、少し、その21日以上かかりますけれども大丈夫ですよとか、予約するときね。そういうふうにこう安心を与えるような、そういうふうなことをちゃんと説明するべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） こちらの件に関しては、結構質問というのが多くて、住民の方から。そのちょっと説明はしております。やっぱり實際上、こちらのほう、国のほうでワクチン推奨21日ということで、あと2回目打ちなさいよという形で予診票にもそう書いてありますので、こっち、国のほうでは、打てなかったらば、少し、なるべく早くということ御案内していますので、そういう形で、住民の方々も、1回接種のところにワクチンの3週間で打ってくださいという、ワクチンの大体報道とかになると3週間とかとなりますので、そういうので1回。あと、予診票を配られたときに、予診票にも一応厚生労働省の認可基準では推奨としてワクチン接種は3週間の間隔を置いてとなっているので、やっぱりそこでもう一回電話来るというのもございました。ということで、そういうときには丁寧に御説明してきちんと予約を取っておりますので、それでも心配な人は、時期をずらして3週間取れるようなところを探して取ったりとか、きちんと3週間の間を守りたい人はそういう予約の取り方している人もいるというのは現実でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。

○5番（熊谷明美君） はい。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。遠藤喜二議員。

○8番（遠藤喜二君） 全体的にワクチンの件なんですけれども、従事する医師は1名、それで、看護師は3名から5名となっていますが、塩釜地区の医師数からすれば、七ヶ浜に回せる医師とか看護師の数、もう少し回せるのではないかとは思いますが、その点いかがなものか質問します。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず、うちのほうは土日、平日関わりなく、月曜日だけお休み

で、ワクチン接種をするという形です。

それで、お医者さん、今、在来の医師会のほうにお願いするんですけども、全て勤務医もしくは自分の医院を経営している方でございます。そこで、どうしても二市三町でローテーションを組むに当たって、なかなかほかの市、町もありますので、全体的に間に合うかという、医師がぎりぎり1名、うちのほうですと1名。あと、人口規模からいっても1名ということになっております。

あと、実際接種するのは、予診は医師の方ですが、接種するのは看護師さんなので、そちらに対しては、当初3名いれば大丈夫ということなんですけど、こちらのほうを多めにして、少し接種のほうを多くできればなと思って3から5という形で考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤喜二議員。

○8番（遠藤喜二君） すると、ワクチン接種は、正看護師さんが打ってくれるんですか。すると、3名から5名の方が全て正看護師ではないとは思いますが、最低3名いれば回るということでよろしいですか。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 今、實際上、塩竈市でワクチンを打っていますが、そちらのほうとあれしなくても、大体1人の方で接種の方は意外と100人程度は回せるんじゃないかと。実績はあるみたいです。1時間当たりですと大体25人くらい、そちらは回せるんじゃないかと。そして、看護師さんが増えれば、いろんなこと、希釈とか充填とかありますので、そちらでスピードアップが図られるということで、今のところ3名いればいいんですが、当初はいろんなことございますので、安心のため4人体制とか取ってもらうように医師会にお願いしております。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。

○8番（遠藤喜二君） はい。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例」

○議長（岡崎正憲君） 日程第8、報告第1号専決処分の報告について「七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（渡邊真孝君） 報告第1号専決処分による七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例の内容を説明いたします。

議案書32ページを御覧ください。

改正の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として令和3年4月1日から施行となったことに伴い、町税条例の改正が必要になったものであり、令和元年6月に議決されました地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての1に該当するものであるため、専決処分としたものでございます。

今回の改正は、固定資産税について、土地に係る現行の負担調整措置の継続、軽自動車税について環境性能割税区分の見直し、個人住民税について住宅ローン控除の適用期限の延長などであり、そのほかは所得税法等の改正及び関係法の施行に伴う文言の修正並びに引用条項の項番号ずれなどの改正となっております。

今回の改正は2条立てとなっておりますが、概要につきましては、議案参考資料に基づき、条文の読み上げは割愛し、主要な部分のみ御説明いたします。

それでは、議案参考資料の8ページ、新旧対照表を御覧ください。

条例第24条、個人の町民税の非課税の範囲、第2項については、非課税限度額の算定基準から扶養控除の対象外となる30歳以上70歳未満の国外居住親族を除外するものです。

次に、条例第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第4項及び次ページの条例第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、第4項については、扶養親族申告書を電磁的方法により提出することができる旨規定するものです。

次に、参考資料11ページ、条例第81条の4、環境性能割の税率については、地方税法に新たに追加された環境性能割の税率に係る令和12年度燃費基準への読替規定を追加するものです。

次に、参考資料13ページ、条例附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、固定資産税の課税標準の特例割合を市町村税条例で定めるもので、わがまち特例と言われる地域決定型地方税制特例措置に係る部分であります。第3項及び15ページの第24項を削り、第4項から第25項の項番号を繰り上げ、引用条項の項番号ずれを改正し、新たに第24項を追加し、第26項から第27項の項番号を繰り上げ、文言を追加するものです。

なお、追加する第24項は、特定都市河川浸水被害対策法または下水道法に規定する認定事業者が特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に設置した一定の雨水貯留浸透施設について、条例で定める割合を3分の1と規定するものです。

次に、参考資料16ページ、条例附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等及び条例附則第10条の5、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る特例措置を令和3年度及び令和4年度においても適用することができるように規定するものです。

次に、参考資料18ページ、条例附則第11条の2、令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例から、参考資料22ページの条例附則第13条、農地に対して課する令和3年度または令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例までについては、評価替えに係る適用年度の更新及び土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長し、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別措置を規定するものです。

次に、参考資料24ページ、条例附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税及び条例附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例については、軽自動車を取得した際の軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する臨時的特例措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までと規定するものです。

次に、条例附則第16条、軽自動車の種別割の税率の特例については、燃料性能性に優れた軽自動車の種別割の税率を軽減するグリーン化特例措置を2年延長するものです。

次に、参考資料28ページ、条例附則第26条、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例第2項については、住宅ローン控除の適用期限を1年間延長し、令和17年度分の個人住民税まで延長することを規定するものです。

次に、参考資料31ページ、改正条例第2条関係ですが、主に関係法令の引用条項の条ずれ及び項ずれに伴う改正であります。

議案書39ページを御覧ください。

この条例の施行日は、原則令和3年4月1日からとなっておりますが、附則第1条第1号から第4号については、各号に掲げる日からの施行となります。

以上、主な改正内容の報告、説明となります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

日程第9 報告第2号 専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を
改正する条例」

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、報告第2号専決処分の報告について「七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（渡邊真孝君） 報告第2号専決処分による七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例の内容を説明いたします。

議案書43ページを御覧ください。

改正の理由につきましては、報告第1号と同様で、関係法律等が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日より施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項に規定する議会の権限に属する軽易な事項の指定についての1に該当するものであるため、専決処分としたものでございます。

改正内容につきましては、条文の読み上げは割愛し、議案参考資料に基づき説明いたします。

参考資料35ページ、新旧対照表を御覧ください。

附則第2項から第5項は、関係法令の引用条項の項ずれに伴う改正であります。

次に、参考資料36ページ、附則第7項から、38ページ、附則第12項までは、評価替えに係る適用年度の更新及び固定資産税同様に土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長し、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別措置を規定するものです。

次に、参考資料39ページ、附則第16項は、関係法令の引用条項の項ずれに伴う改正であります。

次に、附則第17項は、評価替えに係る適用年度の更新の改正であります。

議案書45から46ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、附則第1項のとおり、令和3年4月1日となります。

以上、改正内容の報告、説明となります。

- 議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

日程第10 議員提出議案第4号 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS
処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重
な対応を求める意見書の提出

- 議長（岡崎正憲君） 日程第10、議員提出議案第4号東京電力福島第一原子力発電所における
ALPS処理水の海洋放出決定について十分な説明と慎重な対応を求める意見書の提出を議題
といたします。

提出者仁田秀和議員へ説明を求めます。登壇願います。

〔3番 仁田秀和君 登壇〕

- 3番（仁田秀和君） 3番仁田秀和でございます。議員提出議案第4号について説明させてい
たきます。

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定について十分な説明
と慎重な対応を求める意見書を地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定に
より、別紙のとおり提出するものであります。

提案理由は、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備で処理されたALPS
処理水の海洋放出決定について、国民への十分な説明と慎重な対応を行うよう強く要望するこ
とから、国に対し意見書を提出するものであります。

内容につきましては省略し、趣旨のみを説明させていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生から、本年3月で10年を経過しました。原発事
故の収束、廃炉に向けた作業は困難を極めております。汚染水対策の一つであるALPS処理
水は、本年4月15日現在、1,000基以上のタンクに約120万トン保管されており、現在も増え続
けております。

政府は、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内にたまり続けるトリチウムなどを含むAL
PS処理水の海洋放出を国民への十分な説明を行わないまま4月13日に決定しました。宮城県

の基幹産業の一つである水産業は、いまだ販路の回復が十分とは言えず、原発事故による風評被害のこれ以上の拡大を招くことは断じて容認できません。このことから、国に対し、以下の事項を講じるよう強く求めるものであります。

第1項は、政府は、トリチウムを含む汚染水の無害化について技術開発を早急に進めることと、関係者、国民の理解と合意が得られるまではALPS処理水の陸上保管を継続すること。

第2項は、政府の責任において、ALPS処理水の安全性を科学的、医学的数値に基づき広く国民に説明し理解を求めるとともに、その安全性に係る情報を全世界に向けて強力に発信すること。

第3項は、政府は、原発事故を教訓に、新たな風評被害を生じさせないよう万全の対策を取るとともに、被害を受ける漁業関係者に対し補償も含めた具体的な対策制度を示すこと。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

〔3番 仁田秀和君 降壇〕

○議長（岡崎正憲君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、5月会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日5月11日から12月28日までの232日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。

よって、本定例会は、明日5月11日から12月28日までの232日間を休会とすることに決しま

した。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時58分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年5月10日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員